様式第５号の５

協議対象建築物等自己評価書（中濠通り地区）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 基　　準　　等 | 行為の内容 | 景観への配慮事項 |
| 景観形成の目標 | 姫路城と調和する風格ある都市景観の形成を図るため、次項の景観形成に取り組む。・姫路城に配慮した景観形成・都心部にふさわしい風格ある商業・業務地景観の形成・魅力と親しみある沿道景観の形成 |  |  |
| 一般基準 | 姫路城の眺望、姫路城からの眺望に配慮するとともに姫路城に調和する風格ある商業・業務地区にふさわしい規模、意匠及び色彩とするよう努め、かつ、建築物の連続感を高めるとともに、親しみとうるおいある歩行者空間の形成を図るよう努める。 |  |  |
| 建築物 | 規模 | 高さ | ・２５メートル以下とする。 |  |  |
| 位置 | ・中濠通りに面する外壁の位置は、敷地境界線から２メートルまでの範囲とする。ただし、歩道と一体となったオープンスペースを設ける場合は、この限りでない。 |  |  |
| 意匠 | 建築形態等 | ・駐車場、駐輪場等のサービス空間は、建築物の内部等を利用して、通りから目立たないように努める。・１階部分は店舗として利用するか、壁面ギャラリー、ショーウィンドウ等を設けるように努める。・１階部分にシャッターを設置する場合は、遮へい感の少ないものを用いるよう努める。・通りに対して正面性の高い形態とし、建築物の規模が大きい場合は、壁面の分節化等により圧迫感を軽減する。 |  |  |
| 建築設備等 | ・壁面設備は、外壁面に露出させないようにする。やむをえず露出する場合は、形態、色調等を工夫し、目立たないようにする。・屋上設備は、屋根の形態等を工夫するほか、壁面の立ち上げ、ルーバーによる遮へい等により、直接見えにくくする措置を講ずる。 |
| その他 | ・屋外階段は、形態、材料、色彩等の工夫により、建築物との調和を図る。・バルコニー、ベランダは、洗濯物、室外機等が通りから直接見えにくい構造、意匠とする。 |
| 色彩 | 外壁 | ・城、土塁と調和した風格ある色彩となるよう配慮し、通りに面する壁面は特に留意する。基調となる色彩の範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。①無彩色を使用する場合は、明度４～９②Ｒ（赤）、ＹＲ（橙）、Ｙ（黄）系の色相を使用する場合は、明度４～９、彩度３以下③その他の色相を使用する場合は、明度６～９、彩度１以下 |  |  |
| 屋根 | ・城からの眺望等に配慮し、落ち着いた色彩とする。 |
| その他 | 材料・植栽 | ・外壁は汚れが目立たなく、破損しにくく、退色の少ないものとする。特に、１～２階部分の外壁や敷際の材料は、歩道、土塁の雰囲気と調和する材質感をもつものとする。 |  |  |
| 維持管理 | ・維持管理は定期的に行うよう努める。 |
| 植栽 | ・敷地内のオープンスペース等の植栽に努めるほか、歩道や土塁と一体となった良好な景観形成に努める。 |
| 照明演出 | ・建物、樹木等のライトアップを行うことにより、明るく、にぎわいのある通りを演出するよう努める。 |
| 工作物 | ・中濠通りに面する位置には設置しない。・ただし、道路交通法その他の法令に基づき設置するもの、歩行者空間を快適にするもの等については適用しない。この場合においては、城、土塁の雰囲気と調和するよう、突出感、違和感を軽減するような意匠、色彩、材料を用いるものとし、維持管理は定期的に行うよう努める。 |  |  |
| 屋外広告物 | 景観計画における行為の制限事項 | ・各区域の景観形成の目標や方針に基づき、建築物との一体感を図り、地域の特性と整合・調和のとれたものとする。 |  |  |
| 屋外広告物条例における一般基準 | ・材料は、汚れが目立たず、退色、破損等のしにくいものとする。・広告物の集合化、建築物との一体化及び隣接建築物等と調和を図り、突出感の軽減に努める。・けばけばしい色彩を使用しないものとする。 |  |  |

※「行為の内容」欄のうち色彩に関するものについては、色彩の使用箇所ごとにマンセル表色系の値を記載すること